

南相馬市復興推進計画

平成29年1月18日
福島県南相馬市

1 計画の区域

南相馬市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、避難指示が解除された今も1.4万人を越す住民が市内外において避難生活を強いられている。

また、市内の主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖や撤退、雇用者の解雇や流出等により震災直後の雇用者数は震災前に比べて約3割も減少し、5年半以上経過した今も経済活動及び雇用状況は震災前の状態まで回復せず、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような中、本市の中核的産業を担い得る新たな企業進出に向けたロボット製造工場の建設を支援することで、経済活動の再生及び新たな雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

経済活動の再生及び新たな雇用機会の創出を促進するため、当市の中核的産業である生産用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

事業の内容

本市に新たに立地する株式会社HERO(以下「対象事業者」という。)が、南相馬市原町区において検査ロボット開発・製造工場の新設に必要な資金を貸し付ける事業

貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における生産用機械器具製造業は、市内の製造業における製造品出荷額では第5位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、生産用機械器具製造業の製造品出荷額の約16%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、5人の新規雇用を創出することが見込まれる。

したがって、本市に新たに立地する企業を支援することで、計画の目標に掲げた「経済活動の再生及び新たな雇用機会の創出を図る」ことを達成するため

に必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
あぶくま信用金庫
株式会社静岡銀行

特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当市で対象事業者が行う検査ロボット開発・製造工場の新設は、当市が勧めるロボットテストフィールドを中心としたロボット関連産業の集積による地域産業の活性化に大きく寄与する事業であり、雇用創出についても新規雇用者 5 人の雇用創出効果が見込まれるものである。

このため、当該計画の実施により、当市を含む福島県浜通りの産業・雇用の回復にもつながるものである。

以上のことから、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、あぶくま信用金庫、株式会社静岡銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。